

琉球大学学術リポジトリ

金融機関による零細小企業への過重な担保・保証要求と法的諸問題

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-12-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 均, Nagata, Hitoshi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2673

金融機関による零細小企業への過重な担保・保証要求と法的諸問題

琉球大学法科大学院

教授 永 田 均

目次

- I 社会問題化した金融問題と地元金融機関の地域貢献の欠落
- II 「信用貸しこそ基本的人権」
- III 零細中小企業から金融・融資状況についての意見聴取
 - (1) 「中小企業金融モニタリング」
 - (2) 企業金融と個人保証・個人資産提供の状況
- IV 地域密着型金融（リレーションシップ・バンキング）の役割と零細中小企業
- V 地域金融行動と法的諸問題
 - (1) 消費者契約法から見た過度にわたる担保・保証要求
 - (2) 消費者金融・日賦貸金業者（日掛け金融業者）と改正法
 - (3) 独禁法から見た公正取引

I 社会問題化した金融問題と地元金融機関の地域貢献の欠落

豊かな国の日本で、1998年以来ほぼ毎年3万人を超える自殺者を出し、2006年度においても継続し3万人を超えている。その3分の1は経済的理由が原因で毎年7千人を超え、零細企業の経営者も含まれている。この自殺者の数字は理由が明確に自殺と判別できる場合で、原因が不明確な場合には算入されておらず、現実の犠牲者数はこの数字より多いといわれている。社会問題となった消費者金融問題はその原因の1つである。貸付金利が利息制限法を超え出資法

制限以下という脱法的グレーゾーンの高金利による貸付や、出資法違反で多くの逮捕者を出している。異常とも言うべき高金利を要求される債務者は、返済のために他の消費者金融から借り入れ、返済を繰り返し多重債務者となり、また債務者の仕事場にまで催促の電話があり、親族縁者にも返済を迫る激しい取立てや、取引先にまで債務状況を連絡されるなどで零細小企業経営者の犠牲者が毎年出て、貸金業法等をやっと改正するという現状である。このような経済的理由で犠牲者が出るのは、交通行政の努力改善によって事故死亡者数（2006年6352人）が6年連続減少したことに比べれば、上記のような犠牲者が継続的に出ることは金融行政・警察行政の怠慢としか言いようがないのではないだろうか。

II 「信用貸しこそ基本的人権」

日本の金融機関での金融ポリシーとして、「信用貸しこそ基本的人権」のような言葉は、現実には実現不可能な状況であろうし、また認識もされてはいない。それは、債権回収の不確定性から、また企業活動のリスクから、さらに零細企業での企業会計制度による企業財務の客観化への認識度不足など他にも多くの要素があるであろう。「信用貸しこそ基本的人権」であるという言葉は、ノーベル賞を昨年受賞したバングラディッシュのムハマド・ユヌス氏のことばである。彼は貧困層へ少額のお金を貸すことで、生活のうるおいと小さな創業による地域振興を実現したと報じられている。一般銀行の協力を得られずに、自分で貧民銀行グラミン（村民）銀行を創設し、貧困層を対象として世界初の小額無担保融資（マイクロクレジット）を始めたが、そのお金の貸し方は、一件の融資額は約1万円以内で、借り手は5人ほどでグループを作り、返済計画や他のメンバーの借金にも責任を持ち、また銀行担当者は定期的に各グループをまわって、アドバイスや貧困から脱出できる希望を与え、出向いた先では集會を

開き、その集会では借り手は返済計画を説明するというものである。「信用貸しこそ基本的人権」が信条で、普通の銀行とすべてが逆さまで、貧乏人だけが借金をする資格を持ち、銀行が借り手を訪問する。貧しさの犠牲から脱出する決意は男性より女性の方が強いとのことで借り手の9割が女性で、返済率は98%とされる。グラミン銀行が作り上げたマイクロクレジット事業のシステムは60カ国以上で採用され、利用世帯数は4000万といわれている。日本ではこのような金融の方法は、現在では、法的問題も考えられ容易に認容されるシステムではないと思われるが、しかし、金融のありかたが、地域の振興に直接的に影響を与え、また効果を持っていることを強く再認識させるに十分なことがらであった。そこで、零細中小企業の金融環境をアンケート等によってその状況を見てみたいと思う。

Ⅲ 零細中小企業から金融・融資状況についての意見聴取

(1) 「中小企業金融モニタリング」

中小企業金融の円滑化に向けた取組みの一環として、「中小企業金融モニタリング」を財務局・財務事務所職員が、商工会議所等、日本公認会計士協会地域会及び税理士会の協力を得て、各地域における中小企業から見た中小企業金融の実情等についての的確に把握するために四半期毎に実施している。

i) 平成19年2月実施「中小企業金融モニタリング」(金融庁HP) アクセス F S A) 第54号) では、中小企業から見た地域における中小企業金融の実情等について以下の10項目を聴取し、その結果を公表している(モニタリング聴取先は、全国47都道府県の商工会議所、商工会連合会、商工会、中小企業団体中央会等の経営相談に携わる者、税理士、公認会計士386人(246団体)等、10項目は①融資姿勢、②担保・保証、③経営指導、④創業・再生支援、⑤融資の際の説明態勢、⑥相談苦情処理機能、⑦金融機関の資質・能力、⑧融資の際の審

査期間、⑨金利に関するもの等と⑩その他である）。

そこでの調査項目の内容を見ると。

①融資姿勢。中小企業に対する融資姿勢は、全地域において、「積極的である」、「やや積極的である」との回答が概ね6割～8割を占めている。信用保証協会と提携した制度融資等を活用するなど、融資姿勢は積極的である（全地域）。新規融資開拓のプロジェクトチームを編成するなど、新規融資に積極的に取り組んでいる（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡）。しかし、他の金融機関が融資していない企業に対する融資は実行しないほか、融資に際して担保・保証が必要であるなど、融資姿勢は消極的である（関東、東海、中国、四国、九州、福岡、沖縄）との意見もある。

②担保・保証。信用保証協会等の制度融資を利用するほか、スコアリング・モデル（企業業績を定量分析し、算出された信用リスクに基づき融資可否を判定）を用いた金融商品を推進するなど、無担保・無保証の金融商品は以前に比べて多くなった（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、四国、九州、福岡）とされているものの、しかし、担保評価の目減り分について保証人を求めるケースがあるほか、融資を相談する段階では担保・保証を求めない前提で話を進めていても、最終的には担保等を求めることが多いなど、担保・保証に依存した融資姿勢が見られる（全地域）。決済環境が芳しくない地域においては融資に際して担保・保証に頼りがちになるほか、スコアリング・モデルの活用は活発であるが企業の定性面に対する評価能力が乏しい（北海道、近畿）との金融機関としての融資評価能力への批判もある。

融資姿勢については概ねアンケートでは積極的との評価があり好感をもたれているものの、これに反して、担保・保証については、厳しい状況が続いているようである。

この担保・保証要求は、④創業・再生支援においても見られ、創業・再生支援に積極的に取り組んでいるとの意見もあるが、小規模企業の創業については、

商工会議所と金融機関が密に連絡を取り合い協力を図っているほか、業況不芳の企業について、財務状況や再建計画を見極めた上で貸出条件の緩和を行うなど可能な限り対応している（関東、九州）との意見があるものの、金融機関にリスクをとる姿勢が見られず融資につながらないほか、企業からの創業支援に関する相談に対して実績を見てから判断するという対応であるなど、積極的な創業・再生支援は行われていない（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州）。さらに、再生支援については、複数の金融機関と取引がある企業の場合は金融機関間の協調が必要なため、一金融機関が単独で支援することは難しいほか、創業支援に当たっては、評価価額や信用力の高い担保・保証が必要である（北陸、四国）との金融環境への厳しい意見がでてい

⑤融資の際の説明態勢。金融機関が連帯保証人を往訪し、債務額及び償還期間等の説明を行っているほか、融資が困難な場合にはその要因となっている経営状況、財務内容等の箇所についても説明するなど、十分な説明を行っている（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄）とされている。 渉外担当の職員が安易に融資の可否などを答えていたケースも以前はあったようだが、現在は書面などを使ってきちんと説明しているほか、説明パンフレットの文字を大きくするなど、説明はよくなった（北海道、九州）。しかし、反面、信用保証協会等の制度融資を利用する際に保証料が必要であることを説明していないほか、融資条件の変動金利を引き上げる際に十分な説明がなかったなど、説明不足と認められる事案がある（北海道、東北、関東、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、福岡）。

ii) 平成18年7月金融庁公表「中小・地域金融機関に対する利用者等の評価に関する第三回アンケート結果の概要」によっても、今後期待するものとして「担保・保証に過度に依存しない融資」が50.6%で一番多い回答であった。「担保・保証に過度に依存しない融資」に対する利用者の評価をみると、前年調査と比較して「金融機関に対する積極的評価」というのが37.8%で増加、「消極

的評価」というのが45.4%ということで減少しているというアンケート結果が出ている。しかし依然として消極的評価が積極的評価を上回っているという結果になっている。

積極的評価の主な理由としては、無担保・第三者保証人不要の融資商品のメニューが充実してきている、あるいは必要以上の担保・保証の徴求はなく担保・保証重視の姿勢は弱まっている、事業内容や企業の将来性を考慮した審査対応となってきている。これに対して消極的評価の項目で主な理由としては、担保・保証を重視している姿勢には変わりはなく、また無担保・無保証の話は聞くが中小・零細企業に対しては依然として厳しい。担保は取らなくなってはきているが、依然として信用保証協会付融資に依存しているという意見が多くあるという結果になっている。

iii) 沖縄県中小企業同友会（会員数約1000社）での調査による、「特に第三者の保証人を徴求しないこと」（中小企業家しんぶん沖縄版986号）や、「担保条件の緩和」「保証人の数」（中小企業家しんぶん沖縄版1013号）の会員意見があることから、依然として「担保・保証に過度に依存しない融資」は改善されず、企業経営と個人資産の混同と保証のあり方が常態となつていとも言える状況である。零細企業が破産をした場合には、企業の破産が経営者・従業員の家族崩壊へと波及し、最悪の場合、自殺という結果をも導くものとなる危険もあり、このような金融のあり方は回避され防止していかなければならない。

（2）企業金融と個人保証・個人資産提供の状況

i) 「担保提供（社長個人資産）の有無別に見た社長交代率（5年間）」（資料：株式会社帝国データバンク「企業概要データベース」再編加工）では、担保提供（社長個人資産）についての割合は、小規模企業では、A 6.1%、B 10.6%、中規模企業では、A 12.5%、B 26.5%、大企業、A 15.1%、B 54.4%、全体では、A 8.3%、B 17.8%である（社長個人資産を担保提供

している企業をAで表示。社長個人資産を担保提供していない企業をBで表示)。大企業では半数以上が法人への保証に経営者が担保提供しないというBの割合が大きく、小規模ほどAの担保提供割合はBの割合に比べて多いが、経営者が個人資産を担保提供する企業ほど社長交代が起こりにくく、社長交代率を引き下げているとこのデータは指摘している。担保要求は企業金融である資金提供の債権回収可能性の不安定さ、企業経営の脆弱さを保全するためであろうが、小規模企業の企業金融への個人資産提供という担保方法の要求が常態化しており経営者の地位の硬直化となり問題を感じるところである。

ii) 企業金融のための個人保証・個人資産提供。①社長個人資産を担保提供している企業の割合は、小企業ほど割合が高く、小規模企業37.6%、中規模企業33.0%、大企業11.7%である。②中小企業の事業承継（前掲白書2007年版）において、承継する者に対しても個人保証や個人資産の担保提供を求めることが、中小企業の円滑な事業承継を阻害している可能性がある」と指摘されている。③個人保証の提供への満足度（資料：（株）東京商工リサーチ「金融機関との取引環境に関する実態調査」2006年11月）について、創業者企業においては30.9%が満足し、26.3%が不満足。しかし、親族内承継では逆転し、満足25.5%、不満足26.7%。親族外承継では、満足27.0%、不満足32.6%となっている。これらから企業金融への個人保証・資産提供に、承継者などから疑問が表明されているとデータを読むことができる。また、事業継承後も、経営者の退任後にもかかわらず既存の保証・担保を消滅させることなく、引き続き要求し、新事業承継者、新経営者にも新保証・新担保を併せて要求していることは良く聞くとところである。

IV 地域密着型金融（リレーションシップ・バンキング）の役割と零細中小企業

金融庁から地域金融機関のあり方を変える「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の発表（平成15年3月28日）に続き「金融改革プログラム」（平成16年12月24日）が、そしてそれを推進し具体化する「新アクションプログラム（平成17年から18年度）」が、「地域密着型金融（リレーションシップバンキング）」の一層の推進を図るための具体的施策として発表された。その具体的施策は、三大項目に沿って（①利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底（消費者、社会からの期待）。②中小企業の事業再生、支援体制等中小企業金融の充実（借り手への支援と期待）。③リスク管理、IT活用、新サービス等による金融機関経営の健全化（地域経済への貢献の期待）、平成17年8月末までに各銀行はこのプログラムをベースとした各銀行独自の推進計画を立案し公表することとしている（金融庁、沖縄では内閣府沖縄総合事務局が指導）。すなわち、各金融機関が実効性ある行動を地域において起こすために「地域密着型金融推進計画（アクションプログラム）」を策定し、取引先に対する経営相談・支援機能の強化や事業再生に向けた取組みを具体的に行わなければならないことになっている。

金融庁から金融機関は、過度にわたる担保・保証に依存する金融方法からの脱却を指導されているが、沖縄県でも、経営者への融資状況は、単一債務での複数保証人（経営者の家族や従業員さらには従業員の家族）の存在が露呈している。このような複数有担保、多数保証人による企業金融のあり方は、企業発展の阻害要因となっていると指摘されている。今後の課題は、地域密着型金融（リレーションシップバンキング）の実効性ある地域密着型金融推進計画（アクションプログラム）の策定と実施の検証制度のさらなる改善への模索であろう。しかし、金融庁指導指示型から金融機関による自己目標設定実行・検証型へと変化し、金融機関がその目標の実効性を評価し、第三者機関が更にそれを

評価し改善をして行くという方策が金融機関に義務付けられたことを評価しなければならない。今後の状況の改善を期待したいところである。上記の既存型の金融機関の担保方式から見ても、金融機関自体の自立性と自主的企業評価能力の必要性が促されないままの自立しない金融が行われているように考えられ、金融機関自身の自立性の成育を阻害しているように思われる。

V 地域金融行動と法的諸問題

(1) 消費者契約法から見た過度にわたる担保・保証要求

i) 事業者概念の再検討。消費者契約法第2条(1項「消費者とは個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。)をいう」、3項「消費者契約法とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。))において、「業者間」においては、消費者契約法は適用されない。しかし、弱小零細企業にとっては、個人経営と同様の零細経営母体であり、事業者として、消費者契約法の適用をその要件によって峻別することにより適用しないとする必要があるのかは疑問である。特に、契約における消費者と事業者の情報格差の是正による不公正な契約の無効・取消による是正は、公正で公平な契約の実現をする消費者契約法の目的である。そのような目的の実現には、企業間であっても消費者と同様の情報・交渉力格差がある場合で契約の公正さ公平さが必ずしも確保できない場合には、消費者契約法が適用される可能性を閉ざすべきではない事は理解できるのではないだろうか。

内閣府国民生活局消費者企画課「逐条解説消費者契約法〔新版〕(平成19年6月)によれば、「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」のことを指すが、判断基準は「事業性」かおるかどうかであり、「事業性」については、利益の存在によって判断するものではなく、契約の段階における事業者の意図などの諸々の要素を含めて、全体として事業とみなす

ことが適当であるか否かにより判断されると指摘されている（同書66頁以下参考）。例として挙げられている①フランチャイズ商法において、フランチャイズ契約とは、本部と多数のチェーン加盟店からなる事業形態において、本部は加盟店に対して契約期間中、店舗運営に伴う商標使用権の許諾・経営ノウハウ及び経営指導を提供し加盟店はその対価としてロイヤリティフィーを支払うという契約である。本部については、本法における「事業者」に該当し、チェーン加盟店についても「事業のため」の契約であると考えられるため、本法における「事業者」に該当することとなり、フランチャイズ契約については本法の対象とはならないとされる。しかし、個人がフランチャイズ契約に参加し、本部の支持により商品供給を受け、経営指導を受ける状況は、情報・知識格差の極みであり、形式的事業者概念による消費者契約法の不適用は、契約における不公平に寄与するだけであり是認できず（中野和子「フランチャイズ契約に消費者契約法の適用を」消費者法ニュース71号198頁）、消費者契約法の適用を是認すべき前提として、「消費者」と解釈しなければならない。

②本稿で取り扱っているテーマの保証契約等において、法人の経営者（代表取締役、取締役）や従業員等が、個人として、法人の負っている債務の保証人等となる保証契約等においては、法人の経営者や従業員等は自らが事業主体となっているわけではないため、原則として本法における「消費者」に該当すると考えられ、この場合の保証契約等は消費者契約となるとされる。そうであるならば、従業員としての法人債務への保証行為や担保提供行為は、まったく自由意思とは言えず任意性はないのではないであろうか。拒否出来ない従業員の従属的地位に着目した債務負担行為であり、消費者契約法10条の消費者の利益を一方的に害する条項により無効として考える余地があろう。また、新貸金業法では、返済能力の調査義務、過剰融資規制が規定され（同13条1項、13条の2）、返済能力を超える保証契約は同法違反とされている（同法2条3項）。このことから、上記のような保証要求は再考されなければならない。

また、個人事業者や共同事業者、従業員等が個人として、個人事業者の負っている債務の保証人等となる保証契約等は共同事業者については、当該保証契約等を「自らの事業として又は自らの事業のため」に締結していると考えられる場合が多いと考えられ一般的には本法の適用はないとされるが、しかし、その零細企業の実態を考え、消費者契約法の適用を考えれば、複数の保証人、過度に渡る担保などは、上記と同様にこのような保証契約は一時的な不利益条項として考えられ、無効となる可能性は十分に考えられる。また零細企業関係者が負担するこのような担保形式は、企業自体の情報・知識、契約実現の公平さを考えれば、契約それ自体の不公平性をうかがわせ、事業者概念の検討以前における問題として契約それ自体が公序良俗違反の可能性があろう。

ii) 零細小企業では、通常の金利でなく、高金利（金利は54.75%）の日賦貸金業者（日掛け業者）からの金融が企業金融の中心になる可能性が否定出来ないという金融環境下にある。保証形態は企業の借入れではあるが、経営者個人や、さらには家族、また従業員の保証を取る場合もあり、被害者が企業以外に拡大するという金融形態となっている。そこでの企業金融行動の負担は、直接に個人への負担となり、従業員の失業に直結する。最終的には、経営者の経営の失敗による自殺まで引き起こしている。企業破産が経営者・従業員の家族崩壊と自殺の予防のためにも、企業金融における個人財産と企業財産との峻別の必要性がある。また、金融と零細企業への金融と経営サポートの必要性が認識でき、改善策としての中小零細企業経営へのニーズにあった金融のあり方を模索しなければならない。

iii) 沖縄管内貸金業者の状況（金融庁平成18年）によれば、業者数は、沖縄総合事務局登録5社、沖縄県知事登録516社（人口比全国1位）。うち日賦貸金業者 241社（単純数全国1位）。平成17年3月末現在金融庁の統計によれば、日賦貸金業者数は全国総数781社、事業者向け貸付件数182780件、貸付残高66004百万円、1件当たり平均貸付金361千円、金利は53.73%である。貸金業

者処分は41件で（2005年度）、前年の4件にくらべ10倍増で（琉球新報平成18・9・30）、多重債務の特定調停申立件数は6381件（2005年度）で、前年の10708件に比べ40.4%減（4327件）だが、人口1万人あたりでは全国3番目で、前年は1位である。自己破産の申立件数は1770件で、前年比14.4%（298件）減少した。

（2）消費者金融・日賦貸金業者（日掛け金融業者）と改正法

i) 今後は零細中小企業の金融環境の改善の可能性として、①貸金業法等改正により、日賦貸金業者及び電話担保金融の特例は廃止となり、金融環境の改善の可能性を期待したい。改正により、金融のあり方が潜伏化する可能性が指摘される中で、潤沢な資金がヤミ金融業に流入し、零細小企業への金融が行われるとも指摘され懸念されている。②利息制限法改正による制限利息の厳守への期待。裁判実務では利息制限法厳守の下、裁判、調停、和解などが行われているが、同法改正による利息制限が厳守されることと思われる。③利息制限法への脱法方法としての1つである保証料についての保証判例が出現しており、利息制限法への脱法化が実質的に制限されつつある。改正法においては、保証料について、主たる債務の利息と合算して上限金利規制の対象となった（新利息制限法8条、9条、新出資法5条の2、5条の3）。

ii) 貸金業法改正法について、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」（平成18年第165回臨時国会）が可決・成立し、12月20日に公布された。およそ3年かけて4段階に分けて段階的に実施されるものの、貸金業の適正化として、改正内容は、以下の諸事項である。①貸金業への参入条件の厳格化（貸金業者に対する参入規制・行為規制の強化を行い、貸金業者の財務基盤の要件を厳格化し、貸金業者に求められる純資産額を、上限金利引下げ時に5,000万円以上に上げた）。②貸金業協会の自主規制機能強化として、貸金業協会を認可を受けて設立する法人とする。公告の頻度や過剰貸付防止などに

ついて自主規制を制定させる。③行為規制の強化。例えば、イ、夜間に加えて日中の執拗な取立行為の規制。ロ、トータルの元利負担額などを説明した書面の交付の義務づけ。ハ、貸金業者が、借手などの自殺により保険金が支払われる保険契約を締結することの禁止など。④業務改善命令の導入。登録取消しや業務停止に加え、業務改善命令の制度を導入した。⑤過剰貸付けの抑制として、指定信用情報機関制度の創設。借り手ごとに、信用情報機関において借入総額を把握して、過剰貸付けを禁止する仕組みを導入する。また、年収の3分の1を超える貸付けを原則禁止した。⑥総量規制の導入。貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務づける。個人が借り手の場合には、指定信用情報機関の信用情報の使用を義務付ける。イ、自社からの借入残高が50万円超となる貸付け、又は、ロ、総借入残高が100万円超となる貸付けの場合には、年収等の資料の取得を義務づける。調査の結果、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付を禁止する。⑦金利体系の適正化として、上限金利の引下げ。「みなし弁済」制度（グレーゾーン金利）を廃止するとともに、出資法の上限金利を20%に引き下げることとする。さらに、日賦貸金業者及び電話担保金融の金利の特例を廃止。利息制限法の上限金利（20%～15%）と出資法の上限金利（20%）の間の金利での貸付けを禁止し、違反すれば行政処分の対象とする。

⑧金利の概念。業として行う貸付の利息は、契約締結費用及び債務弁済費用も含むとする（ただし、公租公課・ATM手数料を除く）。貸付利息と借り手が保証業者に支払う保証料を合算して上限金利を超過した場合、超過部分につき、原則として、保証料を無効とし、保証業者に刑事罰を科す。⑨日賦貸金業者及び電話担保金融の特例の廃止。

⑩ヤミ金融対策の強化として、無登録営業等の罰則を懲役5年から10年に強化。超高金利（109.5%超）の貸付けや無登録営業などが該当。多重債務者問題に対する政府を挙げた取組みのため、内閣官房に多重債務者対策本部を設置

した。コンサルティング体制の充実やセーフティネットの整備、金融経済教育の強化、ヤミ金融の取締強化など、政府全体で多重債務問題の解決に向け取り組みの推進などを定めた。

（３）独禁法から見た公正取引

金融庁は平成18年1月5日全金融機関に対し「取引等の適切性確保への取組みについて」を发出、同年6月22日には再度取引の適切性確保を徹底するように要請している。そして、「主要行等向けの総合的な監督指針」（平成19年6月）及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（平成19年8月）が発表されている。

流通取引慣行に関する独占禁止法上の指針によれば、金融機関の融資先企業に対する「優越的地位」の濫用防止の要請をし、そしてその認定要素として、取引当事者の一方（甲）が他方（乙）に対して優越的地位を有するか否かは、甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、取引先変更の可能性、取引対象商品の需給関係等を総合的に考慮するとされている。

すなわち、乙にとって甲との取引が必要であるという状況が、乙をして著しく不合理な取引条件でも受け入れざるを得なくさせる状態に陥らせ、優越的地位によって濫用される素地を形成されることになる。銀行の優越的地位について、①当該銀行からの資金需要を充足している、②当該銀行からの借入れを他の金融機関から借り換えることが困難である。③事業用資産の購入にあたり、当該銀行から融資を受けられる旨を示唆され、一定の契約を進め、他の方法による資金調達が困難など、「融資取引を継続する上で」当該銀行からのいろいろの要請に従わざるを得ない立場にあることが挙げられている（多田敏明「銀行業と「優越的地位の濫用」の再検討」旬刊金融法務事情1804号34頁、「銀行法務21」673号59頁）。前例に、拘束された即時両建預金につき（最判昭52、6、20民集31巻4号449頁）、また三井住友銀行による融資先への金利スワップ販売

について、独占禁止法（不正な取引方法の優越的地位の濫用）違反として平成17年12月26日勧告審決がある（公正取引委員会HP参）。

このような状況における金融機関による過度にわたる保証・担保要求も同様に、優越的地位の不正利用と考えられ、独占禁止法違反、公序良俗違反で無効と考えられる。

以上